

鯖江市ふるさと納税返礼品募集要領

1. 目的

この要領は、鯖江市が、ふるさと納税制度による本市への寄附者に対して感謝の気持ちを表すため、本市らしい魅力のある返礼品を進呈するにあたり、その返礼品について必要とする事項を定めるものである。

2. 申込要件

本募集に申込できる者は、次に掲げるすべての要件を満たしているものとする。

- (1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所または工場等（委託製造を含む）のいずれかを有する法人、団体または個人事業者等であること。ただし、本市に縁のある法人、団体または個人事業者として市長が特に認めた場合を除く。
- (2) 本市の市税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者または暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者）でないこと。
- (4) 代表者等が、鯖江市暴力団排除条例（平成23年鯖江市条例第10号）第2条第2号に定める暴力団員でないこと。
- (5) 鯖江市の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

上記の要件を満たす者でも、市が適当でないと認めた場合は申込を受付けない。

3. 募集する返礼品

返礼品は、原則として次に掲げるすべての要件を満たすものとする。ただし、平成31年4月1日付け総務省告示第179号の第5条の総務大臣が定める基準に該当するものであればこの限りではない。

(1) 要件

- ア 鯖江市の魅力をPRできるもの。
- イ 関係法令、規則等を遵守し、鯖江市内で生産、加工、販売、サービス等が行われているもの。または、主たる原材料が鯖江市産であるもの。

- ウ 通年または一定の期間内に、品質・数量・サービス実施などを安定して供給することが可能なもの。
- エ 市からの発注後、概ね2週間以内に送付できるもの。ただし、返礼品の性質上、速やかな配送が困難なものについては、申込時にその旨を明示し、市と調整できるものであること。
- オ 食品の場合は、返礼品が寄附者等に到着してから3日間以上の賞味期限が保障されるもの。ただし、生鮮食品についてはこの限りではないが、寄附者等に適切に届けられるものであること。
- カ サービスの場合は、利用に係る申込方法等が確立し、かつ、チケット等の発行日からの有効期限が概ね半年以上1年間以内であること。なお、事業者と寄附者等の合意があれば期間の延長を行ってもよい。
- キ 次に掲げる事項に該当しないもの。

(ア) 金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券、電子マネー・ポイント・マイル、通信料金等）

- a 使用対象となる地域や期間が限定されているものを含む
- b 事業者等が付与するポイント等を含む

(イ) 資産性の高いもの（電気・電子機器、大型家具、カメラ、楽器、自転車、または10万円を超える商品等）

上記の要件を満たす品でも、市が適当でないと認めた場合は、採用しない。

(2) 価格

- ・返礼品価格には、消費税および地方消費税を含むものとする。
- ・梱包費用および送料は返礼品価格に含まなくてよい。
- ・体験等の返礼品については、寄附者等の現地までの交通費や宿泊費等は返礼品価格に含めてはいけない。

(3) 提供期間

返礼品として決定された年度の末日までとする。ただし、期間限定等の理由で1年以内の期限を設定しているものについてはその期間終了までとする。

(4) その他

- ・返礼品は複数の商品を組み合わせた詰合せ等でも構わない。
- ・毎月配送の定期便や常温・冷蔵配送の組み合わせがあるなど、返礼品を一度に配送することが不適當でかつ、寄附者との合意がある場合には、複数回に分割して送付しても構わない。

<例> 3,000円以内の食品等の定期便／3回を3か月に分けて送付

4. 業務内容

事業者は、次に掲げる業務を行うこと。

(1) 発注書の受領・確認

市または市が委託する中間事業者が発行する発注書に基づいて手続きを進めること。

(2) 返礼品の発送等

- ・返礼品はすべて、事業者の責任において寄附者の指定する場所に送付すること。
- ・消費・賞味期限、アレルギーの注意事項、調理・利用例、取扱いの注意点等に係る返礼品の説明書等、必要な書類を添付すること。
- ・冷蔵・冷凍が必要な生鮮食品は、事業者が配送日時の調整を行うこと。
- ・サービスの場合は、チケット等サービスの履行を保証する書類をあらかじめ準備し、簡易書留等の配達記録の確認ができる方法にて送付すること。

(3) 市負担額の請求

- ・寄附者の指定する場所に返礼品が到着した後に、市に請求すること。
- ・請求書は返礼品、梱包代、送料および消費税を項目別に記載し、配送伝票の写しなど配送を証明する書類を添付すること。
- ・分割して送付する場合は、発送月ごとに請求すること。
- ・市は、請求書を受領し、内容等を確認した後、指定の口座に振り込むこととする。

(4) 問い合わせ等への対応

寄附者等からの返礼品の内容や配達状況等に関する問合せについては、事業者の責任において対応すること。

(5) その他特記事項

- ・サービスについては、チケット等の利用申出を受けてから適確にサービスを履行すること。
- ・返礼品は、市からのお礼の気持ちを表すものであるが、華美すぎる梱包はふさわしくないため、提案の際に市との協議の上、認められた額の範囲で梱包を行うこと。

5. 申込方法

(1) 提出書類等

下記の書類および資料を提出すること。

- ア 鯖江市ふるさと納税お礼品提案書（様式1）：返礼品ごとに1部
- イ 誓約書（様式2）：1部
- ウ 返礼品の画像：返礼品ごとに1部

食品または雑貨等の場合は、返礼品の画像および梱包状態等の画像を各1枚以上提出すること。サービスの場合は、サービス履行イメージ画像を1枚以上提出すること。

エ その他市長が必要と認めるもの

(2) 提出方法

持参または郵送（送達を確認すること。）とする。ただし、前項のアおよびウについては電子データによる提出とする。イについては署名または押印した原本提出とする。

6. 選定結果の通知

市は申込のあった返礼品の採用の可否について、申込者に鯖江市ふるさと納税返礼品登録決定通知書（様式3）にて結果を通知する。

7. 個人情報の取扱いについて

(1) 事業者は、業務上知り得た寄附者等の個人情報の取扱いについては、「鯖江市個人情報保護条例（平成10年鯖江市条例第16号）」および関係法令を遵守すること。

(2) 寄附者等の住所等の個人情報は、第三者へ提供するなど返礼品の送付以外の目的に使用することはできない。ただし、パンフレット等の同封により、寄附者等から事業者への商品申込み等で改めて入手された個人情報は、対象外とする。

8. その他

(1) 申込をした返礼品を辞退する場合は、市へ速やかに報告し、承認を受けること。

(2) 返礼品の内容や価格等を変更する場合は、改めて提案書を提出すること。

(3) 翌年度以降も返礼品として登録継続を希望する場合については、3月31日までに提案書を提出し、継続の意思を市に示すこと。

(4) 事業者は、返礼品の送付やサービスの履行における遅延、販売中止、品質および送付過程等で事故等の問題が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

(5) 寄附者等から配達や返礼品の品質等に関する苦情等があった場合、または返礼品を再送する必要がある場合は、事業者の責任において真摯に対応して解決に努めるものとし、その対応内容について市へ報告すること。

(6) 市は、選定した返礼品が、関係法令（地方税法第37条の2や平成31年総務省告示179号等）の変更および本要領2および3に記載する要件を満

- たさなくなつたと認められる場合、その決定を取り消すことができる。
- (7) 市は、申込内容に虚偽があつた場合もしくは市に損害を及ぼす行為等があつた場合は、決定を取り消すことができる。
 - (8) 本募集の申込に係る一切の費用は、申込者の負担とする。
 - (9) 本募集の返礼品提案に係る報酬は、支給しない。
 - (10) 提出書類等は、一切返却しない。
 - (11) 提出された書類等は、返礼品選定や寄附募集のための掲載以外に申込者に無断で使用しないものとする。
 - (12) その他、本要領に定めのない事項について疑義が生じたときは、市と協議の上、双方で誠意をもって処理するものとする。

9. 申込先

〒916-8666

福井県鯖江市西山町13-1

鯖江市政策経営部 財務管理課 財務政策グループ

TEL : 0778-53-2220

FAX : 0778-51-8164

Mail : Furusato@city.sabae.lg.jp

附 則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。